

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 12 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	8件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	5件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500629号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500165号

第1 結論

請求者のA社(後に、B社。現在は、C社)D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年5月1日から同年4月25日に訂正し、昭和21年4月の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

昭和21年4月25日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和21年4月25日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年4月25日から同年5月1日まで

旧制中学校を卒業した昭和21年3月にA社D支店に臨時雇いとして入社し、同年4月25日から本採用となったが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年5月1日となっているので、調査の上、同店における資格取得年月日を同年4月25日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された人事記録、同社の回答及び複数の元従業員の陳述により、請求者は、請求期間において、A社D支店に勤務していたと認められる。

また、C社は、「人事記録に昭和21年4月25日入社と記載が有るので、請求者は同日から正社員として勤務している。当時の資料が残っておらず確認できないが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は当然控除していたと思われる。」旨回答している。

さらに、請求者は、年金の裁定請求の際に、当時のB社から交付されたとする職歴書を提出しているところ、当該職歴書に記載されている勤務期間及び支店名は、前述の人事記録の記載内容と一致している上、当該職歴書には、請求期間の始期である昭和21年4月25日から厚生年金保険に加入している旨が記載されている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社D支店における昭和21年5月の記録から、120円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を保険出張所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500733号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500167号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月4日は18万円、同年12月8日は20万円、平成19年8月3日は18万円、同年12月7日は17万6,000円、平成20年8月1日は15万7,000円、同年12月8日は18万円、平成21年12月14日は20万円、平成22年8月6日は25万円、同年12月14日は27万4,000円、平成23年8月5日は34万3,000円、同年12月9日は25万円に訂正することが必要である。

平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月7日
⑤ 平成20年8月1日
⑥ 平成20年12月8日
⑦ 平成21年12月14日
⑧ 平成22年8月6日
⑨ 平成22年12月14日
⑩ 平成23年8月5日
⑪ 平成23年12月9日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑪までについて、同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①から⑪までの賞与を年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑪までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、

当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び同僚の賞与明細書により、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日は18万円、同年12月8日は20万円、平成19年8月3日は18万円、同年12月7日は17万6,000円、平成20年8月1日は15万7,000円、同年12月8日は18万円、平成21年12月14日は20万円、平成22年8月6日は25万円、同年12月14日は27万4,000円、平成23年8月5日は34万3,000円、同年12月9日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500767号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500168号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月4日及び同年12月8日は41万円、平成19年8月3日は30万円、同年12月7日は29万3,000円、平成20年8月1日は24万5,000円、同年12月8日は30万円、平成21年12月14日は25万円、平成22年8月6日は20万円に訂正することが必要である。

平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日及び平成22年8月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月4日、同年12月8日、平成19年8月3日、同年12月7日、平成20年8月1日、同年12月8日、平成21年12月14日及び平成22年8月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月4日
② 平成18年12月8日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月7日
⑤ 平成20年8月1日
⑥ 平成20年12月8日
⑦ 平成21年12月14日
⑧ 平成22年8月6日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑧までについて、同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①から⑧までの賞与を年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑧までの標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び同僚の賞与明細書により、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月4日及び同年12月8日は41万円、平成19年8月3日は30万円、同年12月7日は29万3,000円、平成20年8月1日は24万5,000円、同年12月8日は30万円、平成21年12月14日は25万円、平成22年8月6日は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所又は年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500578号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500173号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を平成17年7月15日は13万円、同年12月10日は13万7,000円及び平成18年7月15日は12万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、同年12月10日及び平成18年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月15日、同年12月10日及び平成18年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年7月15日

A社から、請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたが、いずれの賞与記録も年金額に反映されていない。

いずれの賞与からも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①、②及び③に係る賞与記録を、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された回答書を見ると、請求者は、A社から、請求期間①は13万円、請求期間②は13万7,000円、請求期間③は12万8,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所(当時は、社会保険事務所)は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500403号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500055号

第1 結論

昭和45年4月頃から昭和50年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月頃から昭和50年10月まで

私は、昭和45年頃に3、4回、長男を乳母車に乗せてA県B市役所へ行き、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について相談した。

国民年金の加入については、夫から早急に手続を行うように指示を受けており、請求期間当時、近所に居住していた夫の母も強く勧めてくれていた。また、夫の母は昭和45年6月から国民年金保険料を納付しているので、私は、遅くともその頃から国民年金保険料を納付していたと思う。

昭和48年4月に夫の父が亡くなり、同年6月頃に夫の母と一緒に百貨店で香典返しを注文した帰りに、同店前の金融機関で国民年金保険料を支払ったことを記憶しており、請求期間が未加入期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和45年4月頃に、B市役所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、請求期間について請求者は、国民年金の任意加入対象者となり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要がある。そこで、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の国民年金手帳記号番号払出簿における視認による縦覧調査を行ったほか、社会保険オンラインシステムによる各種の氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる検索を行ったが、同市の国民年金手帳払出簿において昭和50年11月1日に払い出された国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号は確認できない。

また、請求者が所持する年金手帳を見ると、請求者が国民年金の任意加入被保険者になった日として昭和50年11月1日と記載されているところ、当該任意加入の資格取得日は、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びオンライン記録の資格記録と一致していることから、請求者は、同年11月1日に国民年金の任意加入手続を行ったことが認められる。国民年金の任意加入被保険者は、制度上、加入手続を行った日に国民年金の被保険者資格を取得することになり、遡って加入することはできないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間は5年7か月であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が、市及び国の双方において全て欠落することは考え難い上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、

請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500527号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500057号

第1 結論

平成2年6月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月から同年12月まで

平成2年6月に、勤めていた会社を退職した後、後の夫又は両親と一緒にA県B市C区役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、しばらくは納付していなかったが、平成3年1月又は同年2月頃に、夫が、勤務先の総務担当者に私の国民年金について相談したところ、国民年金保険料を納付しないと、将来年金額が減額されるから払ったほうが良いことや請求期間の国民年金保険料の合計額を教えてもらった。私は、このことを夫から聞き、厚生年金保険に加入していた時にももらった年金手帳を持って、夫と一緒に、夫の勤務先近くのB市D区役所又は結婚前の住所地の同市C区役所に出向き、請求期間の国民年金保険料として5万円から6万円ぐらいを、区役所の窓口において一括して納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、平成3年1月又は同年2月頃に、請求者の夫と一緒に夫の勤務先の近くにあるB市D区役所又は平成2年9月に結婚するまで居住していた住所地の同市C区役所の窓口において、納付書を持参せず一括して納付したと陳述している。

しかしながら、請求者は、平成3年1月又は同年2月当時、既にB市E区に居住していたと陳述しており、オンライン記録にも平成2年9月16日に同区への住所変更の記録が有るところ、同市D区役所及び同市C区役所は、いずれも、「当時、当区役所の窓口において、区内に住民票の無い方の国民年金保険料は収納していなかった。国民年金保険料の納付については、住民票の有る区役所に行くよう案内していた。」旨回答しており、このことは請求者の陳述と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月にB市C区において払い出されており、請求者は同区発行の同年6月分の国民年金保険料の納付書を所持していることから、請求者が国民年金保険料を納付したとする平成3年1月又は同年2月頃には、既に国民年金手帳記号番号が記された年金手帳を所持していたものと考えられるところ、請求者及びその夫は、国民年金保険料の納付に当たり、当該年金手帳及び納付書を持参せず、厚生年金保険の記号番号のみ記された年金手帳を持参したとする請求者及びその夫の陳述は不自然な点が見受けられる。

さらに、請求者及びその夫は、請求期間の国民年金保険料を納付した時期にはB市E区に居住していたと陳述しているにもかかわらず、納付場所が同区役所の窓口ではなく、同市C区役

所の窓口であったかもしれないと陳述しているところ、同区役所に行く理由は明らかではないほか、請求者及びその夫の国民年金保険料の納付に係る記憶が明確ではなく、請求期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる陳述が得られない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500411号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500058号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

昭和61年3月に大学を卒業した後、講師として楽器店に勤務するようになったが、勤務先では厚生年金保険に加入できず、母から国民年金に加入するよう強く勧められたこともあり、同年4月にA県B市役所において国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、私自身、年金や健康保険の大切さは十分理解しており、父からも納付すべきものはきちんと納付するようにと厳しく言われていたので、送付されてきた納付書により毎月納付した。納付場所は、C郵便局において納付することが多かったが、出張レッスン先近くのD金融機関の支店においても納付した。

領収証書等は保管していないが、請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料について、請求者は、主にC郵便局において納付したほか、D金融機関においても納付したと陳述している。

しかしながら、B市は、「平成14年に国民年金保険料の収納事務が国に移管されるまで、当市では、郵便局において現年度保険料を納付することはできなかった。」と回答しており、請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、国民年金の加入手続について、昭和61年4月にB市役所において行ったと陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は同年10月2日に同市において払い出されている上、請求期間における健康保険については、請求者は、「父の健康保険の被扶養者になっていた。国民健康保険には加入したことは無い。」旨陳述しているが、同市は、「請求者は、昭和61年10月17日から平成2年6月2日まで国民健康保険に加入していた。」と回答しているなど、請求者の請求期間当時の記憶は明確ではない。

さらに、請求期間当時、B市における金融機関からの国民年金保険料に係る領収済通知書等の収納情報は、同市において磁気媒体化された上で、毎月、社会保険事務所(当時)に進達されていたところ、金融機関において収納された記録が24か月連続して欠落する可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者に対し国民年金に加入するよう強く勧めたとする請求者の母について、請求者は、「私の国民年金のことを母に聞いたが覚えていなかった。」旨陳述しており、請求者の父は既に死亡していることから、請求期間の国民年金保険料の納付に関する陳述が得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500479号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500166号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにC事業所又はD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から昭和29年8月26日まで
② 昭和34年2月15日から昭和35年10月28日まで
③ 昭和34年3月1日から昭和38年1月31日まで
④ 昭和35年頃

夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①から④までの各期間について、被保険者記録が無いとの回答を受けた。

請求期間①及び③について、夫が自筆した下書きの履歴書及びメモを見ると、当該期間に、A社に勤務していた旨が記されている。

請求期間②について、夫が自筆した下書きの履歴書を見ると、当該期間に、B社に勤務していた旨が記されており、私は、当該期間中に夫と共に出張した同僚の名前を記憶している。

請求期間④について、夫は、昭和35年頃に、C事業所又はD事業所に勤務しており、その後、自宅においてE業務をしていたことを記憶している。

請求期間①から④までの各期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が自筆したとする4通の下書きの履歴書及び2枚のメモのうち、2通の履歴書及び2枚のメモには、訂正請求記録の対象者が当該期間にA社に勤務していた旨が記されている。

しかし、A社は、「請求期間①当時の資料は保管しておらず、訂正請求記録の対象者の当社における勤務実態等については不明である。」旨回答している上、オンライン記録において、請求期間①に同社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した者はいない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①における健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正請求記録の対象者に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が自筆したとする4通の下書きの履歴書及び2枚のメモのうち、1通の履歴書には、訂正請求記録の対象者が当該期間にB社に勤務していた旨が記されている。

しかし、B社は昭和53年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、昭和57年に破産終結している上、請求期間②当時の事業主は既に死亡していることから、同社における訂正請求記録の対象者の勤務実態等を事業主等に確認することができない。

また、B社において昭和50年から破産終結時の昭和57年まで代表取締役であった者は、「請求期間②当時の資料は保管しておらず、当時の事情を知る者もない。」旨回答している上、オンライン記録において、請求期間②に同社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した者はいない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②における健康保険の整理番号に欠番は無く、訂正請求記録の対象者に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が姓を記憶している同僚について、当該名簿に同姓の者は見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者から提出された訂正請求記録の対象者が自筆したとする4通の下書きの履歴書及び2枚のメモのうち、2通の履歴書及び2枚のメモには、訂正請求記録の対象者が当該期間にA社に勤務していた旨が記されている。

しかし、A社は、「請求期間③当時のことを知る元役員は訂正請求記録の対象者を記憶していないこと、請求期間③当時はアルバイト雇用が無く全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたこと、保管している最も古い昭和43年の従業員名簿に訂正請求記録の対象者の氏名が見当たらないこと等から、訂正請求記録の対象者は、当社に雇用されていなかったものと思われる。」としながらも、「請求期間③当時の資料は保管しておらず、訂正請求記録の対象者の勤務実態等については不明である。」旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間③にA社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者を知っていると回答した者はいない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の記録を見ると、昭和35年10月に国民年金の被保険者資格を取得し、請求期間③を含む昭和36年4月から昭和39年9月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、オンライン記録及び事業所検索システムにより検索したものの、請求者が記憶しているC事業所又はD事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、C事業所又はD事業所について、商業登記の記録、昭和36年及び昭和37年の各電話帳において、請求者が主張する所在地に当該名称の事業所は見当たらない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者がC事業所又はD事業所に勤務していたことをうかがわせる資料等を保管していない上、勤務及び事業所の詳細についても記憶が曖昧であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間④における勤務実態等について、当該事業所関係者等に確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対

象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500384号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500169号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年8月1日から昭和44年5月まで

私は、A社において、昭和38年6月から昭和44年5月までの期間勤務し、その後、B社において、同社が同年7月7日にC免許を取得した頃から勤務したが、年金記録によると、当該勤務期間のうち、昭和41年8月1日から昭和44年5月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、「請求期間当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間における勤務や厚生年金保険料控除の有無は不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について事業主を通じて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる33人のうち、連絡先が判明した20人に事情照会を行ったところ、請求者を記憶する5人は、「請求者の具体的な勤務期間については分からない。」旨回答しており、請求者の退職時期について同社の元従業員を通じて確認することができない。

さらに、請求者が、自身より少し前にA社を退職したと記憶する同職種の元従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失日は請求期間より前である上、前述の5人のうち1人は、「請求者の担当業務の後任者は、少なくとも1年以上は勤務していた。」旨陳述していること、及び複数の元従業員は、「A社では入社と同時に厚生年金保険に加入していない。」旨陳述しているところ、当該後任者の資格喪失日は昭和43年2月であり、これから逆算すると、同人の入社日は昭和42年2月頃であると考えられることから、請求者は、同年2月頃には同社を退職していたことがうかがえる。

加えて、請求者は、「A社を退職後は、B社において、同社が昭和44年7月7日にC免許を取得した頃から勤務した。」旨主張しているが、D県E課は、「B社が初めてC免許を取得した年月日は、昭和41年12月26日である。」旨回答しており、請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500538号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500170号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月1日から同年9月1日まで

請求期間においてA社に勤務し、平成元年9月1日から引き続き、同社から分離して設立されたB社において勤務していたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された「健康保険加入期間証明書」及び「被保険者・被扶養者台帳」並びにC健康保険組合から提出された「健康保険組合加入期間証明書」により、請求者の同健康保険組合における資格喪失日は、平成元年9月1日であることが確認できる上、オンライン記録により、請求期間にA社における被保険者記録が確認できる者のうちの一人、及び請求期間当時に同社の関連会社であったD社における被保険者記録が確認でき、当時のことをよく知る人物として請求者が名前を挙げた者は、請求期間の頃、請求者がA社に勤務していたと記憶している旨回答している。

しかしながら、請求者が請求期間において勤務したとするA社は既に解散している上、請求期間当時に同社の関連会社であったD社から提出されたA社における請求者に係る「社員名簿」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、請求者のA社における退職日は、いずれも平成元年1月31日付けと記載されており、D社は、「請求者は、平成元年1月31日でA社と雇用関係が無いことは明らかである。」旨回答しており、前述のC健康保険組合における被保険者期間等と整合していない。

また、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職日は、前述の退職日と符合する平成元年1月31日である上、請求者は、請求期間中の同年5月18日に、B社において雇用保険の被保険者資格を取得している。

さらに、請求期間当時のA社の総務及び経理担当者は、請求者の厚生年金保険と健康保険の資格喪失日が一致していないことについて、「厚生年金保険と健康保険の各届書は、別々に書類を作成し、社会保険事務所(当時)と健康保険組合にそれぞれ提出していたので、厚生年金保険と健康保険の資格喪失日を別の日付にして届け出たと考えられる。何らかの事情で健康保険だけ後になったのかもしれないが、請求者について、同社を退職した日より後の期間に係る厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

なお、オンライン記録によると、請求者が請求期間後に勤務したとするB社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、平成元年9月1日であるところ、請求者のほかに同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し所在が判明した被保険者に照会したが、回答を得た

複数の者は、「B社における請求者の勤務開始日及び請求期間に係る厚生年金保険料控除については、分からない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500586号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500171号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月1日から昭和57年10月21日まで

請求期間において、A社の正社員としてB部門の営業を行い、営業成績に応じた歩合給を現金で受け取っていたのに、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間において、A社又は同社の関連会社であるC社における厚生年金保険の被保険者記録が有る者のうち一人は、「古いことで記憶が定かではないが、請求者はB部門の営業を1年程度していたと思う。」旨陳述している。

しかしながら、A社又はC社における請求者の雇用保険被保険者記録は見当たらない上、請求期間において、当該両社又は当該両社のいずれかにおける厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の従業員に照会し回答のあった40人のうち、請求者と考えられる者を記憶している者は前述の一人以外にはおらず、請求者も当該両社における同僚の氏名を記憶していないことから、当該両社における請求者の勤務実態等について確認することができない。

また、A社及びC社は、いずれも、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記により確認できた当該両社の現在の各代表取締役は、いずれも、「商業登記上は解散等していないが、会社は既に廃業しており、請求期間当時の資料は残っていない。」旨回答していることから、当該両社における請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除について、事業主に確認することができない。

さらに、A社及びC社の元従業員の陳述により、請求期間当時の当該両社の実質的事業主とされる者は、「請求期間当時、本人の希望により厚生年金保険に加入させていない常勤従業員がいた。当該従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している上、当該両社の給与計算事務担当であったとする者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

加えて、A社及びC社それぞれに係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求期間及びその前後の期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500573号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500172号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年12月27日から昭和29年12月25日まで
② 昭和30年7月31日から昭和33年2月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和27年12月27日と記録されているが、同社には、昭和29年12月25日まで勤務していたはずである。

また、C社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和33年2月1日と記録されているが、同社には、昭和30年7月31日から勤務していたはずである。

いずれの期間においても働いていたと思うので、請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社は、「当社が昭和30年に法人化するより前の資料は保管しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況は不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した33人に照会し、18人から回答を得たが、いずれも、「訂正請求記録の対象者を知らない。」旨回答しており、訂正請求記録の対象者の請求期間①における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について、確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、C社の複数の元同僚の陳述から、訂正請求記録の対象者が、時期は特定できないものの、当該期間中に同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、C社に係る被保険者名簿を見ると、同社は請求期間②の終期である昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社は、昭和53年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間

②当時の事業主は既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち一人は、「請求期間②当時、正社員は5人未満であった。」旨陳述しており、ほかの一人は、「請求期間②当時、正社員は4人と少なかったため、C社は、厚生年金保険の適用事業所になることができなかったはずである。」旨陳述している。

加えて、C社の元同僚のうち、前述の二人を含む複数の者は、「C社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500540号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500056号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年2月及び同年3月

私は、昭和55年2月からA社に勤め始め、厚生年金保険の被保険者になったが、国民年金被保険者資格の喪失届を提出せずに、請求期間の国民年金保険料を納付した。

昭和55年2月及び同年3月分の国民年金保険料について、国の記録では還付されたことになっているが、私は、国民年金保険料の還付金を受け取った記憶が無い。

年金記録を調査の上、納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条の2第1項において、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思量するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる旨が規定されている。

また、特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)第15条の2において、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項である旨が規定されている。

請求者は、本件訂正請求により、過誤納付した請求期間の国民年金保険料について還付を求めているところ、国民年金保険料の還付に関する事項は、特定国民年金原簿記録の対象に含まれていない。

よって、本件訂正請求は、国民年金法第14条の2第1項に規定する請求要件に該当しないことから、却下とすることが妥当である。